

定 款

株式会社シープレクス・ファイナンシャル・ホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスと称し、英文では、Simplex Financial Holdings Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社を管理することを目的とする。

1 金融商品取引法に規定する以下の業務

① 第二種金融商品取引業

② 投資一任契約に関する業務

③ 投資信託委託業務

④ 投資助言業務

2 その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務

3 コンピューターに関するソフトウェアの開発及び販売

4 金融及び資本市場並びに経済に関する図書、雑誌その他印刷物の企画、製造並びに販売

5 情報処理及び情報提供サービス業

6 金融理論、証券投資理論に関する教育訓練事業

7 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、108,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定する必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会の権限)

- 第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる

(招集)

- 第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社は、取締役 3 名以上を置く

(代表取締役・役付取締役)

第 20 条 当会社は、代表取締役 1 名以上を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

- 2 代表取締役は当会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長 1 名を選定し、必要あるときは、取締役の中から会長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する事ができる。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第 21 条 当会社は、監査役 1 名以上を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第 22 条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 23 条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
 - 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。
- 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

- 第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 28 条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、

株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除・制限)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除・制限)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 32 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。
- 3 期末配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。
- 4 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

- 第1条 変更前定款第16条の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 第2条 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
- 第3条 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成18年9月29日 制定

平成19年6月29日 改訂

平成20年3月14日 改訂

平成20年6月30日 改訂

平成22年12月16日 改訂

平成26年9月30日 改訂

平成27年9月14日 改訂

令和4年6月27日 改訂

令和 7 年 11 月 1 日 改訂